厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙対策の自治体への影響評価

研究分担者 姜 英 産業医科大学産業生態科学研究所 講師

研究要旨

本研究は、改正健康増進法の施行に伴う地方自治体における敷地内全面禁煙の実施状況およびその継続的効果を評価することを目的とした。主要な 166 自治体を対象に郵送調査を実施し、一般庁舎および議会棟・フロアにおける建物内・敷地内全面禁煙の実施状況、勤務時間内の喫煙規制、庁舎内でのタバコ販売状況、公衆喫煙所の把握状況等を調査した。

改正健康増進法の施行により、地方自治体の一般庁舎における建物内全面禁煙は 100%に達し、敷地内全面禁煙の実施率も 13.8%（施行前）から 35.8%（施行後）に増加した。しかし、施行から 6 年以上が経過した 2025 年度においても、その実施率は 39.8%にとどまり、その後の進展は限定的であった。議会棟・フロアにおいても 16.9%の自治体で建物内に喫煙専用室が設置されていた。

また、敷地内全面禁煙を実施している自治体では、勤務時間内の喫煙禁止やタバコ販売の抑制が併せて実施されている割合が高く、包括的な喫煙対策が講じられている傾向が示された。一方、特定屋外喫煙場所を存置している自治体では、これらの対策が十分でない傾向が認められ、喫煙環境と喫煙行動との関連が示唆された。さらに、中央省庁における敷地内全面禁煙の実施率も低い水準にとどまっていた。

以上より、敷地内全面禁煙のさらなる推進に向けては、屋外喫煙場所の見直しに加え、勤務時間内禁煙やタバコ販売の抑制を含めた包括的対策の実施が重要である。また、職員への禁煙支援や庁舎周辺の喫煙対策の整備、さらには質的調査による阻害要因および成功要因の把握を通じて、実効性の高い受動喫煙対策を推進していく必要がある。

A. 研究目的

わが国において平成 22（2010）年 2 月、厚生労働省健康局長より発出された「受動喫煙防止対策について」（健発 0225 第 2 号）では、「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と述べられた。その後、平成 24（2012）年 10 月には「徹底」を促す再通知もあり、喫煙室を廃し、建物内を全面禁煙とする地方自治体が増え始めたが、喫煙室を残している地方自治体も多かった。

2018 年 7 月 25 日「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2019 年 1 月 24 日に屋外における受動喫煙の配慮義務、同年 7 月 1 日より「多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等」として、「第一種施設（学校、病院、児童福祉施設等、国及び地方公共自治体の行政機関の庁舎）」では「敷地内禁煙」とされた。そのため、自治体の行政機関の庁舎（以下、一般庁舎）は 100%「建物内全面禁煙」となり、一部の自治体では議会棟・フロアと屋外でも喫煙を禁止する「敷地内全面禁煙」が実施された。

本研究は健康増進法の改正による自治体の「建物内全面禁煙」「敷地内全面禁煙」の状況を

調査し、その継続効果を評価することを目的とした。

B. 研究方法

主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、20 政令市*、23 東京特別区）に新たに中核市または中核市の候補市である 45 自治体を加えて、合計 166 自治体に調査票を郵送し、以下の内容を調べた。

●建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
●警察本部（都道府県）と消防局（市・特別区）の建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
●特定屋外喫煙場所の場所と数
●勤務時間内の喫煙制限の実施状況
●本庁舎内でタバコの販売状況
●職員の喫煙率（男女別と全職員）
●公衆喫煙所の場所の把握と公表の状況（2024 年度追加）

*道府県庁所在市の 15 政令市と以下の 5 政令市
川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市

さらに、厚生労働省などの中央省庁の 47 施設にも同様な調査を行い、敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所の設置）について郵送で調査票を用いて調べた。

（倫理面への配慮）
本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

全国の主要な166の地方自治体の一般庁舎は改正健康増進法の施行前後で屋内喫煙室（黒い部分）はゼロになり、法律で求められている敷地内全面禁煙を実施したのは 22 自治体(13.8%)から 57 自治体（35.8%）に増え、施行 6 年後の 2025 年度は 66 自治体（39.8%）に増えた。その一方で、100 自治体（60.2%）の一般庁舎には特定屋外喫煙場所が設置されていることが分かった（図 1）。

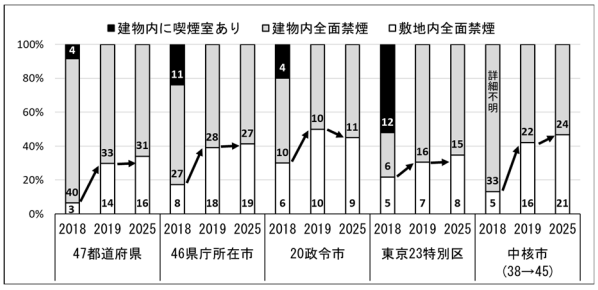


図 1. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2025年度の喫煙対策の変化は以下の通りである。
◎長崎市：2025 年 8 月より勤務時間中禁煙
◎北区：2025 年 4 月より勤務時間中禁煙

-大分県：警察本部は 2019 年 7 月に敷地内全面禁煙後、2024 年 1 月に屋外喫煙場所再設置
-長崎市：消防局は 2019 年 7 月に敷地内全面禁煙後、2025 年 8 月に屋外喫煙場所再設置
-山口市：敷地内全面禁煙について検討したが、「屋外喫煙場所設置」を残すことにした

一方、2025 年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況を図 2 に示す。

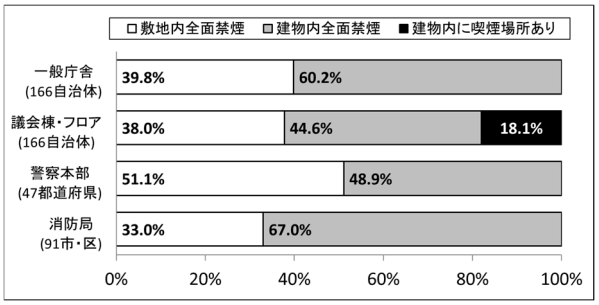


図 2. 2025 年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況の変化

一般庁舎、議会棟・フロアおよび消防局において敷地内全面禁煙を実施している自治体は、いずれも全体の 4 割未満であった。警察本部における敷地内全面禁煙の実施率が最も高かったが、それでも 51.1%にとどまっている。議会棟・フロアでは、18.1%（30 自治体）が建物内に喫煙場所を設置していた。改正健康増進法の施行後、全体として大きな変化は認められなかったが、前年度と比較すると、敷地内全面禁煙の割合はやや減少する傾向がみられた。

特定屋外喫煙場所が設置されている 100 自治体について、敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を撤去）を達成するために必要な対策を調査した結果を図 3 に示す。

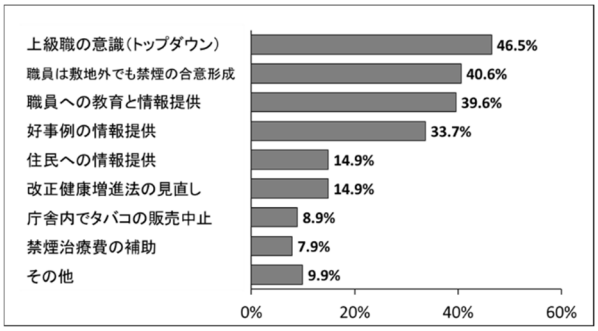


図 3. 敷地内全面禁煙を達成するために必要な対策

清掃作業中の喫煙禁止

特定屋外喫煙場所が設置されている 100 自治体のうち、喫煙場所の清掃のために、喫煙禁止時間を設けている自治体は、わずか 5 自治体（5.0%）で、その喫煙禁止時間の詳細は以下の通りである。

・長野市： 8：30～ 9：00（30 分）
・福井県： 8：30～12：00（3.5 時間）
・高知市： 9：00～ 9：30（30 分）
・群馬県：14：15～14：30（15 分）
・江戸川区：平日 8:00～18:00 以外

勤務時間内の喫煙規制

166 の自治体のうち、勤務時間内の喫煙を禁止している自治体は、昨年度より 1 自治体増加し、71 自治体（42.8%）であった。敷地内全面禁煙を実施している 66 自治体のうち、勤務時間内の喫煙を禁止している自治体は 46 自治体（69.7%）であった。一方、特定屋外喫煙場所が設置されている 100 自治体のうち、勤務時間内の喫煙を禁止している自治体は 25 自治体（25.0%）であり、両者の差は統計的に有意であった（P<0.01）。特定屋外喫煙場所を存置している自治体では、勤務時間内の喫煙を容認している割合が有意に高いことが示された（表 1）。

禁煙実施状況	勤務時間内の喫煙規制			計
	喫煙禁止	自粛・節度ある喫煙	規定なし	
敷地内全面禁煙	46（69.7%）	16（24.2%）	4（6.1%）	66
特定屋外喫煙場所あり（建物内禁煙）	25（25.0%）	49（49.0%）	26（26.0%）	100
計	71（42.8%）	65（39.2%）	30（18.1%）	166

表 1. 166 の自治体の敷地内禁煙の実施状況と勤務時間内の喫煙規制（2025 年度）

一般庁舎におけるタバコの販売状況

166 自治体のうち、一般庁舎においてタバコの販売を行っていない自治体は、昨年度より 5 自治体増加し、77 自治体（46.4%）であった。一方、売店・コンビニエンスストア・自動販売機等でタバコの販売を行っている自治体は 89 自治体（53.6%）であった。

また、敷地内全面禁煙を実施している 66 自治体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 24 自治体（36.4%）であった。一方、特定屋外喫煙場所が設置されている 100 自治体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 65 自治体（65.0%）であり、両者の差は統計的に有意であった（P<0.01）。

特定屋外喫煙場所を存置している自治体では、タバコを販売している割合が有意に高いことが示された（表 2）。

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	26（36.4%）	42（63.6%）	66
特定屋外喫煙場所あり（建物内禁煙）	65（65.0%）	35（35.0%）	100
計	89（53.6%）	77（46.4%）	166

表 2. 166 の自治体の敷地内禁煙の実施状況と一般庁舎のタバコ販売状況（2025 年度）

公衆喫煙所について

166 自治体のうち、公衆喫煙所を把握している自治体は 67 自治体（40.4%）で、公衆喫煙所の状況は主に自治体のホームページで公表している（51 自治体、76.1%）。20 政令市と東京 23 特別区の把握率はそれぞれ 80.0%と 91.3%で最も高かった（図 4）。

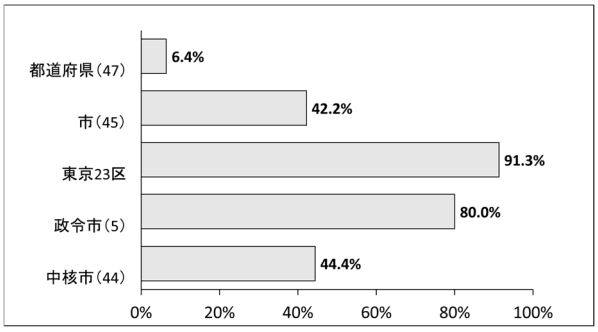


図 4. 2025 年度自治体の公衆喫煙所の把握状況

中央省庁の敷地内全面禁煙の実施状況

厚生労働省等の中央省庁 47 施設のうち、管理権原を有している施設は 21 施設（44.7%）であった。この 21 施設のうち、敷地内全面禁煙を実施しているのは、金融庁、厚生労働省、中央労働委員会、気象庁および会計検査院の 5 施設（23.8%）であった（図 5）。

一方、建物内全面禁煙としている 16 施設（76.2%）について、敷地内全面禁煙の検討状況をみると、1 施設（6.3%）が「検討中」、4 施設（25.0%）が「未検討」、11 施設（68.8%）が検討の結果、「屋外喫煙場所を設置し存置する」としていた。

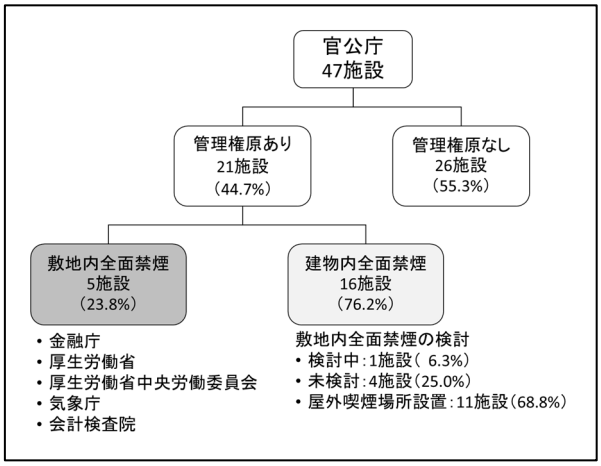


図 5. 中央省庁の一般庁舎における禁煙実施状況

D. 考察

改正健康増進法の施行により、地方自治体の一般庁舎における建物内全面禁煙は 100%に達し、敷地内全面禁煙の実施率も施行前の 13.8%から施行後 35.8%へと増加したことから、一定の政策効果が認められた。しかし、施行から 6 年以上が経過した 2025 年度においても、敷地内全面禁煙の実施率は 39.8%にとどまり、その後の進展は限定的であることが明らかとなった。また、議会棟・フロアにおいても禁煙化の遅れがみられ、一部自治体では建物内に喫煙場所が設置されている状況である。

敷地内全面禁煙を実施している自治体では、勤務時間内の喫煙禁止や庁舎内でのタバコ販売の抑制が併せて実施されている割合が有意に高いことが示された。一方、特定屋外喫煙場所を存置している自治体では、勤務時間内の喫煙やタバコ販売が容認されている割合が有意に高く、喫煙環境の整備状況と職員の喫煙行動との間に関連があることが示唆された。これらの結果は、敷地内全面禁煙の実施が単独の対策ではなく、包括的な喫煙対策の一環として位置づけられていることを示すものである。

また、一部自治体では敷地内全面禁煙の導入後に、庁舎敷地外の公共空間（公園や周辺施設

等）における喫煙の増加が課題となり、その対応として特定屋外喫煙場所を再設置する事例も認められた。このことから、敷地内全面禁煙の円滑な導入および継続には、職員への禁煙支援や、庁舎周辺における喫煙対策を含めた環境整備が不可欠であると考えられる。

さらに、公衆喫煙所の設置状況を把握している自治体は全体の 40.4%にとどまっており、自治体全体として喫煙環境を包括的に管理する体制が十分に整備されていない可能性が示された。

加えて、中央省庁においても敷地内全面禁煙の実施率は依然として低く、国および地方自治体の双方において、さらなる取組の強化が求められる。

E. 結論

改正健康増進法の施行により、地方自治体の一般庁舎における建物内全面禁煙は達成され、敷地内全面禁煙の導入も一定程度進展したことから、受動喫煙対策としての効果が確認された。しかし、施行後 6 年以上が経過した時点においても敷地内全面禁煙の実施率は約 4 割にとどまり、対策の進展は限定的である。

また、敷地内全面禁煙を実施している自治体では、勤務時間内の喫煙禁止やタバコ販売の抑制が併せて実施されている割合が高く、包括的な喫煙対策が進められていることが示された。一方、特定屋外喫煙場所を存置している自治体では、これらの対策が十分に講じられていない傾向が認められ、喫煙環境と喫煙行動との関連が示唆された。

今後は、敷地内全面禁煙のさらなる推進に向けて、屋外喫煙場所の見直しに加え、勤務時間内禁煙の導入やタバコ販売の抑制などを含めた包括的な対策を講じることが重要である。また、職員への禁煙支援や庁舎周辺における喫煙対策の整備を併せて推進する必要がある。さらに、敷地内全面禁煙を達成した自治体と未達成の自治体に対する質的調査を通じて、成功要因および阻害要因を明らかにし、実効性の高い対策として全国的に展開していくことが求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

なし

２．学会発表

なし

３．その他

1) 大和浩、姜英. リーフレット「自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料～改正健康増進法の全面施行の効果～」2026 年 3 月

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

１．特許取得

なし

２．実用新案登録

なし

３．その他

なし